

鬼北町建設工事等入札心得

鬼北町の発注する建設工事の入札参加者は、鬼北町契約規則(平成 17 年鬼北町規則第 64 号)のほか、契約条項・関係書類・現場等を熟知するとともに、下記の条項をよく読んで入札をしてください。

記

- 1 入札時間は厳守すること（入札中は、入札室の出入り禁止）。
- 2 入札室に入室出来る者は、次のとおりとする。
 - (1) 指名者（一般競争入札においては競争参加資格のある者）本人
 - (2) 委任代理人
 - (3) 事前に許可を受けた本人随員の事務員 1 名ただし、上記の者でも酒気帯び者の入室は認めない。
- 3 入札執行を故意に妨害したり、入札室の秩序を著しく乱す入札者は、退場を命ずるものとする。
- 4 入札書は、所定の様式のものを使用すること。
- 5 入札書は、1 件ごとに 1 通を作成し、封かんの上、氏名及び入札書であることを表記して本人又は委任代理人が入札箱に投入すること。
- 6 入札書の文字及び印影は明瞭であって、かつ、消滅しないもので記載すること（鉛筆等による記載は認めない。）。入札金額は、アラビア数字を用い、金額の頭書に「¥」の文字を記入すること。
- 7 入札書について、記載事項の訂正及び挿入したときは、その箇所に押印しなければならない。
- 8 入札代理人は、入札開始前にその代理権限を証する書面（委任状）を提出し、入札執行者の確認を受けるものとする。また、入札代理人の提出する入札書には、次の要領により入札者の代理人である旨を記載し、入札代理人の印を用いること。

入札者	住所	
	氏名	
代理人	氏名	印
- 9 指名競争入札において、指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、入札を辞退することができる。
 - (1) 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。
 - ① 入札執行前には、入札辞退届（別記様式）を契約担当者に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到着するものに限る。）して行う。
 - ② 入札執行中には、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札執行者に直接提出して行う。
 - (2) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。
- 10 指名競争入札において、入札執行前に指名を受けた者が、辞退によって 1 人となった場合は、入札を中止する。
- 11 設計図書等に対する疑義がある場合は、質疑書により持参又は郵送若しくはメールにより、企画財政課管財係まで提出するものとし、設計図書等の疑義以外は受け付けない。
- 12 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。
 - (1) 鬼北町契約規則又は入札に関する条件に違反した入札
 - (2) 入札に参加する資格のない者のした入札
 - (3) 入札者又はその代理人がした 2 通以上の入札
 - (4) 代理権限のない者のした入札
 - (5) 金額を訂正した入札
 - (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であると認められる入札
 - (7) 明らかに不正行為によるものと認められる入札

- (8) 明らかに連合によるものと認められる入札
- (9) 信ぴょう性が高いと判断される談合情報入手した場合など入札を継続することが適当でないと認められる入札
- 13 前項の認定は、入札執行者が行うものとし、入札者は異議の申立てができないものとする。
- 14 いったん提出した入札書の返還、引換え、変更又は取消しは、できないものとする。
- 15 入札執行者が必要と認めるときは、入札の執行を停止し、若しくは取り消し、又は入札日時を変更できるものとし、この場合において、入札執行者は入札者の損害に対しその責を負わない。
- 16 入札価格が予定価格を下回らない場合は、再入札を行い、決まらない場合は希望者による見積り合わせを行う。なお、決定しない場合は指名入札者を入れ替え、再度の入札を行う。
- 17 一般競争入札の場合、工事費内訳書を入札書と併せて同封し、入札箱に投入するものとする。ただし、入札書記載金額と合致しない内訳書を投入した場合は失格とする。
- 18 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上であるときは、直ちにくじで落札者を決定するものとする。ただし、直ちにくじが行えない場合は、入札執行者が指定する日時及び場所において、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、入札事務に関係のない職員をして、これに代わり、くじを引かせるものとする。
- 19 入札者は、入札後、鬼北町契約規則・設計書・仕様書・図面・契約条項・現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできないものとする。
- 20 低入札価格調査制度を適用した入札において、調査基準価格等を下回る金額で入札を行った者は、町の行う調査に協力しなければならない。
- 21 落札者は、落札の通知を受けた日から7日以内（業務委託の場合は5日間）に契約を締結しなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、その期間の延長を求めることができる。
- 22 500万円以上の工事の落札者は、契約締結の申出と同時に、契約金額の10分の1以上の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。ただし、低入札価格調査制度を適用している工事の場合は、契約金額の10分の3以上とする場合がある。
- 23 落札者が21に規定する期間内に契約の締結を申し出ないとき（前項に規定する契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し、又は提供することができないときを含む。）は、落札は、その効力を失うものとする。
- 24 この心得に定めのない事項については、契約規則その他の町の規定・関係書類等によるものとする。
- 25 この心得は、随意契約による見積り合わせ、測量等業務委託の場合に準用する。

別記様式

(用紙A4)

入 札 辞 退 届	
件名	
上記について指名を受けましたが、都合により入札を辞退します。	
年	月 日
鬼北町長	様
	住 所
	商号又は名称
	代表者氏名
	印